

資料 4 : 第 10 条第 2 項のオンライン結合による提供

個人情報取扱事務の諮問事案書 (第 10 条第 2 項)

オンライン結合を行う事務の名称		ワクチン接種記録システム事業
事務の所属管課等		健康づくり課
オンライン結合による取扱個人情報	類型	国、自治体
	項目名	個別宛名番号、マイナンバー、氏名、生年月日、性別、券番号、転出/死亡フラグ (転出 : 1 死亡 : 2 その他削除 : 3 1~3 のフラグ取消 : 9)
オンライン結合の概要	結合の当事者名	健康づくり課、クラウドサービス事業者(株式会社ミラボ)
	使用回線の形態	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 専用回線 (LGWAN回線 : 行政機関専用ネットワーク)</li> <li>■ 共用回線 (インターネット)</li> </ul>
	個人情報取扱の流れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が構築したシステムを利用して当該事務を行う。</li> <li>・健康づくり課の健康情報システムから CSV ファイルを出力し、LGWAN回線 (行政機関専用ネットワーク) でワクチン接種記録システムに接種対象者情報を登録する。</li> <li>・ワクチン接種後、医療機関・接種会場で予診票のデータをインターネット回線で登録する。</li> <li>・ワクチン接種記録システム上のデータを CSV ファイルで出力し、LGWAN回線 (行政機関専用ネットワーク) で健康情報システムに登録する。</li> </ul>
オンライン結合を行う理由 (公益上の必要性)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム事業は、迅速かつ効率的な運営が強く要請されている。</li> <li>・ワクチン接種事業全体の円滑な進行のために、国の指示のもと行う。</li> </ul>
安全確保措置 (個人の権利利益を侵害するおそれがないようにすること)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・プライバシー度の高い個人情報を取り扱うことから、使用回線は LGWAN 回線とし、不正アクセス等に対する防衛措置を強化する。</li> <li>・インターネット回線を用いて入力する情報には個人情報は含まれないデータ構造とした。</li> </ul>
開始時期		令和 3 年 4 月から

## オンライン結合関係図

